

3月16日(日)は千葉県知事選挙の投票日

投票時間 午前7時～午後8時

「せんきょのひ カレンダーに まるしたよ!」

お問い合わせは、選挙管理委員会 ☎483-1151 (代表) へ。

期日前投票

2月28日(金)開始

八千代市で投票できる人

次の2つの要件を満たす人が投票できます。▶ 平成19年3月17日までに生まれた日本国民 ▶ 6年12月1日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録され、本市の選挙人名簿に登録されている人
※県外へ転出した人は投票できません。
※6年11月27日～12月1日に転入の届け出をした人が期日前投票を行えるのは、3月1日(土)以降です。ご注意ください。



■県内で住所を変更した人

投票するには、次のいずれの場合でも市区町村で発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示をするか、投票所で「引き続き県内に住所を有することの確認」を申請する必要があります。

本市での「引き続き県内に住所を有することの証明書」の発行は、戸籍住民課 ☎421-6719へお問い合わせください。

県内の市町村から八千代市へ転入

6年12月2日以降に本市に転入の届け出をした人は、前住所地(選挙人名簿に登録されている前住所地)での投票となります。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

八千代市から県内の市町村へ転出

本市の選挙人名簿に登録されていれば、本市で投票できます。新住所地で選挙人名簿に登録された人は、本市で投票できません。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票・不在者投票

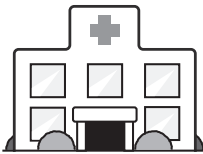
■期日前投票

投票日に仕事などで投票に行けない場合、期日前投票ができます。投票を円滑に行うため、「投票所入場整理券」の裏面にある「期日前投票宣誓書」をあらかじめ記入し、お越しください。

期日前投票所名	開設日時
八千代市役所／2階第1会議室	2月28日(金)～3月15日(土) 午前8時30分～午後8時
ユアエルム八千代台店／3階エルムスペース	3月9日(日)～15日(土) 午前10時～午後8時
イオンモール八千代緑が丘／3F専門店ミーティングルーム	
フルルガーデン八千代／2Fみんなのコミュニティ	

■指定病院などでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。入院・入所先へご確認ください。



■郵便などによる不在者投票の投票用紙の請求は3月12日(水)まで

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて、障害の内容と程度が一定の要件に該当する人や、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票がで



きます。投票に関する記載を代わって行わせる代理記載制度もあります。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

■滞在先での不在者投票

選挙日に長期出張などで市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。手続きに時間がかかるので、早めに請求してください。

■代理投票・点字投票

投票用紙に候補者名を自分で書けない人は代理投票ができます。意思表示の方法(口頭での係員への伝達、氏名の掲示の指差しや係員が指差した氏名に対する頷きなど)については、係員にお伝えください。

目が不自由な人は点字投票ができます。氏名の掲示の読み聞かせを希望する人は係員にお申し出ください。なお、付添人も投票所と一緒に入ることはできますが、投票には関与できません。

「入場整理券」は順次封書で郵送

世帯主宛にて有権者全員分を送付します。投票の際はご自分のものをお持ちください。

選挙公報は新聞折り込みやホームページなどで

選挙公報は選挙期日2日前までに、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふるさとステーション、ふれあいプラザ、市内各駅などにも設置します。市ホームページからも見ることができます。新聞未購読の世帯で新たに配布を希望する人は、選挙管理委員会へ。

国の障害者(児)手当の支給

重度の障害がある在宅の人や保護者に、手当が支給される場合があります。いずれも国の認定基準と所得制限があります。詳しくは障害者支援課 ☎(421)6740、☎(483)2665へ

■特別児童扶養手当 ▼対象 中度・重度の障害がある20歳未満の児童を、在宅で監護又は養育している人 ▼支給月額 1級 5万5350円、2級 3万6860円

■特別障害者手当 ▼対象 重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人 ▼支給月額 2万8840円

■障害児福祉手当 ▼対象 重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の人 ▼支給月額 1万5690円 (障害者支援課)

やちよ元気あつぷ904月コース

最近、つまずきやすくなった、外に出るのが億劫になった人などを対象に、リハビリ専門職などが運動機能の改善・向上の個別プログラム(自宅でできる運動など)や自己管理方法を提案し、90日間(3か月間)集中的に支援を行います。体を動かす習慣を身につけ、もう一度好きなことや、やってみたいことができるよう支援します。事業終了後も一定期間支援があります。

▼対象者 要支援1・2または事業対象者(65歳以上で基本チェックリストにより対象と判断された人) ▼募集人数 15人

▼実施時期 4、6月、週1回2時間程度、全12回。9回の通所と3回の訪問サービス ▼実施場所 市内介護老人保健施設または医療施設(送迎あり) ▼申込先 電話でお住まいの地区の地域包括支援センターへ

【勝田台】☎(481)3515 【阿蘇・睦】☎(488)9525 【村上】☎(405)4177 【八千代台】☎(406)5576 【高津・緑が丘】☎(489)4655 【大和田】☎(484)6611 (長寿支援課)

高齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付

市内在住の高齢者や心身障害者を新たに雇用した市内事業者に、奨励金を交付しています。申請手続きが必要ですので、申請期限までに同課へ連絡してください。詳しくは市ホームページで確認ください。

▼対象 ①市内に事業所があること、②市税を完納していること、③公共職業安定所の紹介で市内在住の高齢者(60歳以上)や心身障害者を常用労働者として新たに雇用したこと ▼奨励金の額 高齢者は月額1万円、心身障害者は月額1万5千円 ▼助成期間 雇用した月の翌月から12か月 ▼申請期限 6年度下期(6年7月1日～12月31日)に新たに雇用した場合 ☎(421)6761は3月3日(月)まで (商工観光課)